

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
建築物省エネ法判定業務手数料規程

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター「建築物省エネ法判定業務規程」第18条に規定する判定料金及び請求、収納等は、次のとおりとする。

1. 住宅の判定料金（消費税込み、単位：円）

(1) 戸建住宅

戸建住宅	一般	確認併願	性能評価等併願
	39,000	33,000	12,000

(2) 共同住宅等

料金算定＝基本料金 ＋ 戸当たり料金 × 評価住戸数 基本料金113,000円 戸当たり料金3,000円
--

※ 当機関に建築確認申請、適合証明申請又は構造計算適合性判定申請の依頼と併願する場合（確認併願）は、次のとおりとすることができる。

- ① 戸建住宅は、33,000円とする。
- ② 共同住宅等は、上記(2)の料金算定に0.9を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とする。

※ 当機関にBELS評価申請等（他機関によるものは除く。）の依頼と併願する場合（性能評価等併願）は、次のとおりとすることができる。

- ① 戸建住宅は、12,000円とする。
- ② 共同住宅等は、上記(2)の料金に0.5を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とする。ただし、同一の計算等で合理的に審査できる申請内容の場合は、一律12,000円（税込み）とする。

※ 共用部分を評価する場合は、113,000円（税込み）とする。

※ 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は戸建住宅の額とすることができる。

※ 共用部を有しない住戸のみの共同住宅等の料金は戸建住宅の料金に戸数を乗じた額とすることができる。

※ 共同住宅等にて、次に掲げる場合には、上記(2)の料金算定に0.7を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とすることができるものとする。

- ① 過去に同じタイプ等の申請があり、合理的に審査が行えると判断できる場合
- ② 同じタイプ等の申請が複数棟あり、合理的に審査が行えると判断できる場合

2. 非住宅の判定料金（消費税込み、単位：円）

対象面積（㎡）	算定方法	モデル建物法			標準入力法等		
	用途分類	A分類	B分類	C分類	A分類	B分類	C分類
～300未満		72,000	43,000	43,000	145,000	101,000	101,000
300～1,000未満		115,000	72,000	72,000	245,000	159,000	127,000
1,000～2,000未満		145,000	101,000	89,000	303,000	202,000	127,000
2,000～3,000未満		189,000	138,000	101,000	354,000	240,000	164,000
3,000～4,000未満		227,000	164,000	127,000	429,000	290,000	202,000
4,000～5,000未満		277,000	202,000	151,000	531,000	354,000	240,000
5,000～10,000未満		341,000	240,000	177,000	619,000	416,000	266,000
10,000～20,000未満		416,000	277,000	215,000	732,000	493,000	316,000
20,000～50,000未満		493,000	341,000	266,000	871,000	582,000	354,000
50,000～100,000未満		526,000	405,000	328,000	1,024,000	682,000	405,000
100,000～		536,000	505,000	392,000	1,048,000	809,000	480,000

※ 用途分類は、別表による。

※ 当センターに建築確認申請又は構造計算適合性判定申請の依頼と併願する場合は、上記2の料金表に0.9乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とすることができる。

※ 当機関にBELS評価申請等の依頼と併願する場合は、上記2の料金の0.5を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とすることができる。ただし、同一の計算等で合理的に審査できる申請内容の場合は、一律12,000円（税込み）とすることができる。

※ 表の対象面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。ただし、評価対象外とする部分の面積は、除外することができる。

※ 建築物のすべてが評価対象となる室がない場合などは、上記料金表によらず、一律23,000円（税込み）とする。

※ 用途分類が複数ある場合は、原則、次のとおりとする。

①A分類が含まれるときはA分類

②A分類が含まれず、B分類が含まれるときはB分類

3. 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）の場合は、住宅及び非住宅の料金を合わせた額とする。
4. 変更申請に係る判定料金は、変更後の面積・用途等に応じて適用される上記1又は上記2の判定料金の0.5を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）とする。ただし、次の場合は新たに申請したものとして、上記1又は上記2の判定料金を適用する。
 - ① 用途分類を変更する場合
 - ② モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
 - ③ 評価方法の変更（モデル建物法⇄標準入力法等）
 - ④ 直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合
5. 軽微変更該当証明の申請（軽微変更ルートC）は、変更後の面積・用途等に応じて適用される上記1又は上記2の料金の0.4を乗じた額とする。
6. 次のいずれかの内容の変更を申請する場合の評価料金は無料とする。
 - ① 申請者等の氏名、住所等の記載の変更
 - ② 建築物の所在地等の記載の変更
 - ③ 判定への適合性が容易に判断できる変更の場合
7. 適合判定通知書を再発行する場合は、1通につき2,000円（税込み）とする。
8. 適合判定通知書を紙交付する場合は、1通につき2,000円（税込み）とする。
9. 判定料金は、住宅センター建築物省エネ判定業務約款に定める納入期日までに、納入するものとする。

なお、指定銀行口座への振り込みによるときは、振り込みに要する費用は申請者等の負担とする。
10. 判定料金の支払い方法は、次のとおりです。
 - (1) 窓口において、現金での支払い
 - (2) 指定口座への振り込み
 - (2) 指定口座への振り込み

別表 用途分類表

分類	用途	区分コード
A	図書館その他これに類するもの	8140
	博物館その他これに類するもの	8150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	8160
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	8170
	助産所	8190
	児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。）	8210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	8230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	8240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	8250
	病院	8260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	8370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	8380
	ホテル又は旅館	8400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	8480
	劇場、映画館又は演芸場	8530
	観覧場	8540
	公会堂又は集会場	8550
	展示場	8560
	ダンスホール	8590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	8600
B	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	8060
	幼稚園	8070
	小学校	8080
	義務教育学校	8082
	中学校又は高等学校	8090
	養護学校、盲学校又は聾学校	8100
	大学又は高等専門学校	8110
	専修学校	8120
	各種学校	8130
	幼保連携型認定こども園	8132
	保育所その他これに類するもの	8180
	巡査派出所	8270
	公衆電話所	8280
	郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設	8290
	地方公共団体の支庁又は支所	8300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	8330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	8390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	8438

	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	8440
	飲食店（次項に掲げるものを除く。）	8450
	食堂又は喫茶店	8452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	8456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	8458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	8460
	事務所	8470
	料理店	8570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	8580
C	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	8310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	8320
	工場（自動車修理工場を除く。）	8340
	自動車修理工場	8350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	8360
	自動車教習所	8410
	畜舎	8420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	8430
	自動車車庫	8490
	自転車駐輪場	8500
	倉庫業を営む倉庫	8510
	倉庫業を営まない倉庫	8520
	卸売市場	8610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	8620
要相談	その他	8990